

平成27年度第4回全国健康保険協会京都支部評議会 議事録

- 開催日時 : 平成28年1月15日(金) 14:00~16:00
開催場所 : 第8長谷ビル 8F貸し会議室「E」
出席評議員 : 片田議長、大杉評議員、小崎評議員、中村評議員、橋元評議員、政田評議員、増井評議員、宮本評議員、山本評議員
(※五十音順)
事務局 : 矢田支部長、山上企画総務部長、田中業務部長、吉本グループ長、溝渕統括リーダー
議題 : 1. 平成28年度都道府県単位保険料率等について
2. 平成28年度京都支部事業計画について
3. 職員端末の外部との不審な通信について
議事概要

1 開会

事務局より開会の宣言。

2 支部長あいさつ

矢田支部長から挨拶。

3 議事

1. 平成28年度都道府県単位保険料率等について

【事務局】

資料1に基づき、主に以下の点について説明。

- ・平均保険料率10%維持の決定及び激変緩和率4.4/10を要請するに至った議論の経緯と理事長判断の考え方。
- ・平成28年度介護保険料率は、1.58%。(27年度と変更なし)
- ・京都支部保険料率は、平成27年度と比べて0.02%下がり、10.00%となる見込みである。

【評議員】《議長》

事務局より、28年度の保険料率に関して、平均保険料率が10%に据え置かれた経緯と考え方、京都支部の保険料率は0.02%下がり、10.00%となる見込みであること等について説明がありました。都道府県単位保険料率の変更に関しては、評議会の意見を聞いた上で、支部長が理事

長に対して意見を提出することとなりますので、皆様のご意見を申し上げます。

【評議員】（事業主代表）

安定的な保険運営を考える上で、一定額の準備金を保有するという考え方は理解できるものですが、準備金がどのくらいあれば、安心できると考えられるのでしょうか。

【事務局】

準備金に関しては、保険給付費及び高齢者医療への拠出金の一か月分に当たる約6,500億円を法定準備金として積み立てなければならないと規定されておりますが、ご指摘の安心できる金額といったものは明確にされておられません。ただ、過去の準備金残高の推移を見ると、単年度収支が急激に悪化し、準備金が大きく減少した時期もあり、インフルエンザの流行やリーマンショックのようなものを考えると、法定準備金が確保できているから安心とは言えません。

また、先の運営委員会において、厚生労働省より、健康保険法に規定されている財政の単年度収支均衡の原則とは、赤字の場合の速やかな対応を可能にするために設けられた規定であり、必ずしも黒字だから保険料率を下げなければならないということではないとの見解が示されております。

【評議員】（事業主代表）

ご説明の内容はよく理解できますが、「法定準備金×安全係数」などといった、準備金必要額の基準を設ける必要があると考えます。現在の平均料率10%がかなり高い水準なのだから、基準もなく安定的運営を理由に料率を下げないとするには疑問を感じます。

【評議員】（加入者代表）

理事長の考え方の中に、10%が負担の限界とありますが、その根拠は何でしょうか。

【事務局】

他保険者の平均保険料率が上昇する中、いつまでも協会だけが10%が負担の限界とは言えない状況が来るかもしれませんが、過去の署名活動やその他要請活動を通じて、加入者の声として「10%が限界である」と訴求してまいりました。今回の理事長の考えは、それらを踏まえた上でのものであると理解しております。

【評議員】《議長》

都道府県単位保険料率変更にあたっては、理事長に対して支部長が意見を提出するとのことですが、事務局は、現時点の案があればお示し下さい。

【事務局】

現時点の素案を用意しておりますので、提示させていただきます。
ご意見・ご指摘等をいただきたいと思います。

(支部長意見案の概要)

- ・ 10%据え置きを判断するにあたっての理事長の考え方は十分に理解できるものである。しかし、準備金が法定額の2倍まで積み上がる状況の中で保険料率を据え置くことは多くの加入者にとって納得できるものではなく、今回の判断は、あくまで保険者の立場からの判断であることを銘記し、加入者に対して丁寧に説明する必要がある。
- ・ 今回の料率議論の過程で、厚労省より健康保険法第160条に関する解釈が新たに示されたが、協会の財政原則は、あくまで単年度収支均衡であるとする。
- ・ 来年度の料率議論の際は、今回の決定に左右されることなく、料率引き下げに向けた議論をお願いしたい。

【評議員】(加入者代表)

理事長の考え方の10%維持を決定した理由の中に、「可能な限り長期にわたって～」との文言がありますが、これは、来年度以降も料率を下げないことを宣言しているとも読み取れます。来年度の料率議論においては、今回の決定に引きずられることなく、料率の引き下げも念頭に置いた議論が必要だと思えます。

ひとつ質問ですが、健康保険の標準報酬月額の上限引き上げは、いつからでしょうか。また、28年度の収支見込は、その影響を考慮したものでしょうか。

【事務局】

標準報酬の上限引き上げは、平成28年4月分からとなります。

また、収支見込は、上限引き上げによる保険料収入の増加分380億円から傷病手当金等の保険給付費の支出増加分10億円を差し引いた、プラス370億円を含めたものになります。

【評議員】(事業主代表)

運営委員会において厚労省より示されたという単年度収支均衡に関する規定の解釈は、正式なもので来年度以降の料率議論を縛るものなのでしょうか。仮にそうならば、これまでの議論を根底から変えるものであり、厚

労省に説明を求めるべきではないでしょうか。

【事務局】

これは、運営委員会の議論における厚労省保険課長の答弁の中で発言されたものでありまして、単年度収支均衡とは、赤字の場合に速やかな措置を行うことを目的としたものであり、黒字の際に、必ずしも均衡保険料率まで料率を下げなければならないことまでを意味するものではないという趣旨です。

【評議員】（事業主代表）

そういった発言が、保険料率を引き下げることへのプレッシャーとなる可能性はあると思います。

【評議員】（学識経験者）

立法経緯等を調べないと何とも言えませんが、その発言は法解釈とまで言えるものではなく、厚労省の「考え方」に留まるものではないでしょうか。

【事務局】

（運営委員会における厚労省保険課長の発言を読み上げ）

【評議員】（学識経験者）

その内容からすると、単年度収支が黒字の場合に料率を引き下げなければならない訳ではないと言っているだけなので、来年度以降も引き続き、料率引き下げに向けた議論をすべきだと思います。

【評議員】（事業主代表）

経済状況等を見ると、料率引き下げのタイミングは今しかないと考えます。理事長に対して、料率を下げるべきとの支部長意見を出していただきたいと思います。

【評議員】（学識経験者）

意見案の中に運営委員に向けた要望があるが、理事長宛の意見書に運営委員への要望を記載するべきでしょうか。

【事務局】

各支部長から提出される意見を本部で集約後、運営委員会で都道府県単位保険料率について議論されることを踏まえてのことです。表現方法等については、改めて検討いたします。

【評議員】（学識経験者）

都道府県単位保険料率は、すでに決定したものと理解すればいいのですか。これから提出する支部長意見等によって変更されることもあるのでしょうか。

【事務局】

平均保険料率が決まれば、計算上は都道府県単位保険料率も決まりますが、今後、都道府県単位保険料率を運営委員会に付議し、その後に厚生労働大臣の認可が下りれば正式決定となります。

【評議員】《議長》

事務局より示された意見案について、本日いただいたご意見を踏まえて修正し、議長確認を経たうえで理事長あて提出するという事によろしいでしょうか。

【評議会】

異議なし。

2. 平成28年度京都支部事業計画について

【事務局】

資料2に基づき、前回の評議会にて提案した平成28年度京都支部事業計画（案）について、変更箇所を説明の上、評議会の承認を求めた。

【評議員】《議長》

前回の評議会にて提案のあった、平成28年度京都支部事業計画案について、事務局より変更箇所の説明がありました。本件については、本日の評議会にて評議員の皆様の承認をいただくこととなります。

ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

【評議員】（事業主代表）

新聞報道で、京都府が協会けんぽからデータ提供を受けて事業を行うとありましたが、そういった取り組みも事業計画に盛り込んでいますか。

また、これは協会にとってのメリットもあるのですか。

【事務局】

事業計画の保険運営の企画の項目に、連携協定に基づく医療費分析の協力、共同事業について明記しております。協会としても、データ提供を行うだけ

でなく、京都府の「きょうと健康づくり実践企業認証制度」への登録推進等、京都府と連携して加入事業所の健康づくりを進めてまいります。

また、京都府の保有するデータは国保加入者のものであり、年齢層等に偏りがあります。その意味でも、協会のデータを提供することの意味は大きいと考えております。

【評議員】（事業主代表）

健康寿命延伸の取り組みは、各自治体とも重点的に取り組んでいるものと認識しています。ぜひ、協会けんぽが先頭に立って自治体との連携による取り組みを進めていっていただきたいと思います。

【評議員】（学識経験者）

レセプト点検の外注化は、外注業者の方が点検スキルが高いという考えに基づいて行っているものでしょうか。

【事務局】

現時点の効果額を比較すると、協会の点検員の方が効果を上げておりますが、同じ観点による点検の繰り返しでは、今後の効果額が伸び悩むことも予想されるため、外注業者の新たな着眼点を収集するというのも外注化の目的です。

【評議員】《議長》

事業計画案に関して、修正意見等がありますでしょうか。

特に無ければ、28年度京都支部事業計画を承認してよろしいでしょうか。

【評議会】

異議なし。

3. 職員端末の外部との不審な通信について

【事務局】

資料3に基づき、主に以下の点を説明。

- ・外部との不審な通信を行った端末4台を確認した結果、外部への個人情報情報の漏えいは確認されなかったが、約70.7万人分の加入者情報が内規に反して、暗号化やパスワード設定なしに保管されていた。
- ・今回の事案を踏まえ、以下の情報セキュリティ及び個人情報保護強化策を実施する。

- ① 文書ファイルの自動暗号化システム導入等による個人情報の適正な管理と職員教育の見直し

- ② 基幹系・情報系とは別システムによるインターネット接続
- ③ 専門チーム設置によるインシデント対応の強化
- ④ 災害対策中心のリスク管理を見直し、幅広いリスクへの対応の在り方を検討

【評議員】《議長》

議題3について、事務局より、外部への情報漏えいは確認されなかった旨の報告と今後のセキュリティ強化策の説明がありました。これに関して、ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

【評議員】（事業主代表）

今回示された情報セキュリティ強化策は、最近よく耳にするサイバー攻撃等にも対応できるものなのでしょうか。

【事務局】

通常想定される、相当程度の攻撃に対して対応可能なものであると理解しております。

【評議員】（事業主代表）

昨年6月以前には、サイバー攻撃等は無かったのですか。

【事務局】

不正アクセス等はありませんでしたが、未然に防げる程度のものであったと聞いております。

【評議員】（事業主代表）

昨年6月の事案公表は、同時期に日本年金機構において、年金記録の流出問題があったから公表したのでしょうか。年金記録の流出がなくても公表されたのでしょうか。

【事務局】

年金記録の流出とは関係なく、公表することになる事案であると考えます。

【評議員】《議長》

続いて、事務局より連絡事項等をお願いします。

【事務局】

平成27年度の評議会は今回を最終回とさせていただきます。来年度の開催日程等は、改めてご案内いたしますので、よろしく願いいたします。

事務局からは、以上です。

【評議員】《議長》

本日の議題は、すべてが終了いたしましたので、以上をもちまして、平成27年度第4回評議会を閉会します。議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

以上